

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人太陽生命厚生財団（以下「本財団」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬等の支給)

**第3条** 本財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には理事会出席及び監事監査の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、評議員会出席の都度、定額を支払うことができる。
- 4 第1項の規程にかかわらず、役員及び評議員は、別表第2及び第3に定める報酬を辞退することが出来る。

(報酬等の額の決定)

**第4条** 本財団の役員の報酬総額は別表第1「年間報酬総額」に定める金額の範囲内において以別表第2に基づき支払うものとする。

- 2 各評議員の報酬等は、定款第14条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

**第6条** 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

**第7条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、公益財団法人太陽生命厚生財団の設立の登記の日から施行する。

**別表第1** 役員の間報酬総額 100万円

**別表第2** 役員の間報酬

- (1) 理事会出席の都度、役員報酬として、一日あたり一人一律35,000円
- (2) 理事及び監事が評議員会出席の都度、役員報酬として、一日あたり一人一律35,000円
- (3) 監事について、定款第26条に定める業務の都度、一日あたり一人一律20,000円

**別表第3** 評議員の間報酬

評議員会出席の都度、評議員報酬として、一日あたり一人一律35,000円